

(趣旨)

第1条 この規程は、高島町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(会議開催の事前公表)

第3条 委員会は、会議を開催するに当たっては、事前にホームページ等で会議の開催を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者は、あらかじめ委員長に届けなければならない。

(傍聴人の数)

第5条 傍聴人の定員は10名以内とする。

2 傍聴の申込みは当日の受付とし、申込者数が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

(傍聴の区分)

第6条 委員長は、傍聴席を、必要に応じて一般席及び報道機関席に分けることができる。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会議において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

2 傍聴人に上記の行為があったときは、委員長が制止し、その指示に従わないときは退場させることができる。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。